

4月1日施行

障害者差別解消法・障害者雇用促進法の一部改正

一人一人が障害の理解を深め、誰もが暮らしやすい社会へ

4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)と障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部改正が施行されます。

障害者差別解消法

障害のある人に対する「**不当な差別的取り扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を**禁止**しています。

POINT
この法律の
ミソ

この法律は、障害を理由とする不当な差別をなくしていくことで、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、支え合う社会を作ることを目指しています。

機関	不当な差別的 取扱い	合理的配慮の 提供
国の行政機関・ 地方公共団体	禁止	法定義務
民間事業者など	禁止	努力義務

不当な差別的取扱いとは？

正当な理由がなく、障害があるということだけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはない条件を付けたりすることです。

例えば…

- ・ レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- ・ 障害があることを理由に、バスやタクシーの乗車を断られた。
- ・ 障害があることを理由に、施設の利用や習い事などの入会を断られた。



▲交通機関などで乗車の手助け

合理的配慮の不提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表示があるのに、社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行わないことです。

例えば…

- ・ どの電車を利用すれば目的地に行くのが尋ねたが、分かりやすく説明してくれなかった。
- ・ 災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを伝えたが、情報が音声でしか提供されなかった。



▲聴覚障害の人に筆談で伝言

障害者差別解消法の詳細は、内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/>)をご覧ください。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

障害者雇用促進法(改正点)

雇用の分野での障害者差別を禁止

障害があることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

雇用の分野での合理的配慮の提供義務

合理的配慮とは、過重な負担にならない範囲で事業主に講じていただくものです。障害のある人と障害のない人との均等な機会や待遇を確保したり、障害のある人の能力を有効に発揮できるように措置することが義務付けられます。

相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

- ・ 障害のある人からの相談に対応する体制の整備が義務となります。
- ・ 障害のある人からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

障害者雇用促進法(一部改正)の詳細は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

《問合せ》ハローワーク豊岡 ☎23-3101

障害者支援のかたち『働く』

障害者雇用を積極的に取り組んでいる企業を紹介し、立支援センター) ☎26-6060

株式会社白バラドライ(庄境)

企業概要は？

但馬地方・京都府に45店舗を展開し、クリーニング業務を行っています。従業員は約130人で、そのうち9割が女性です。コインランドリーの設置・運営も行っており、今後、洗濯を代行する集配クリーニングサービスの導入も考えています。

雇用のきっかけは？

法定雇用率達成がきっかけでした。クリーニング業界では、障害者雇用をしている事業所が多くあり、障害者雇用に前向きに考えました。雇用前に実習の受入れをしてみると、障害のある方のできるかとがたくさん見えてきました。

実際に雇用してみて？

平成27年まで約4年間雇用了した方がありました。高校在学中に実習を行い、卒業後に採用しました。コミュニケーションに課題があり、雇用には不安もありましたが、対話を心掛けました。大切に育てる気持ちも持ちつつ、間違ったことは丁寧に指導しました。任せられる仕事も増え、今後は楽しみでしたが、本人から「新しい仕事にチャレンジしたい」と前向きな言葉があり退職することになりました。

仕事の内容は？

主に布団工場で入荷時の点検や出荷前の点検、出荷など他の従業員とチームを組んでお互い理解し合いながら仕事をしています。できる作業は多く、会社としては大変助かりました。

今後は？

障害のある方の受入れを増やすために、障害のある方の適性に合う仕事とは何かを考えるようになりました。活躍する場は必ずあると思います。会社に合わせるのではなく、

「互いに歩み寄る」ことが大切だと思っています。今年4月から新しく特別支援学校卒業生を採用する予定です。障害者雇用はスタートしたばかりですが、これからも広がってほしいと思います。



工場の風景

育成に関わった方の声

採用当初は「子どもを大事に育てる」気持ちでした。本人が親や他の従業員に頼ってばかりの状態が数年続き、本人と「自立」について話し合ったりもしました。その後、自立に目覚め、人として成長したいという言葉が出るようになり、みるみる成長し大人になっていきました。自信が付いて表情も変わり、自分の思いを伝えられるようになりました。私自身、約4年間一緒に仕事をすることで学ぶことが多かったです。

4月6日(水)～15日(金) 春の全国交通安全運動

子どもと高齢者の交通事故防止を基本に「春の全国交通安全運動」が実施されます。ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者を見つけたら、速度を落として動きに注意するなど「思いやりとゆとりのある運転」に努めましょう。

重点項目

- ◆自転車の安全利用の推進
- ◆後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◆飲酒運転の根絶
- ◆夕暮れ時の交通事故防止

交通事故が多発
昨年の市内での交通事故死者数は4人でした。今年に入り1～2月の2カ月間の交通事故死者数は3人。交通事故死亡事故が多発しています。交通事故の多くが夕方から明け方の時間帯に発生しています。悲惨な事故をなくすため、

外出するときは、明るい色の服装、反射材を着用するとともに、交通ルールを守り、正しい交通マナーを心掛けましょう。

自転車保険に加入

昨年10月1日から、自転車利用者や事業者に対し、自転車損害賠償保険などへの加入が県の条例で義務付けられています(未加入者に対する罰則規定はありません)。

自転車事故で生じた他人の生命や身体の損害を補償するものであれば、加入する保険はどの保険でもかまいません。自転車の運転マナーを守り、もしもの時に備えて、保険に加入しましょう。

運転免許自主返納制度

65歳以上で、運転に自信がなくなったり家族から「運転が心配」と言われた方は、警察に運転免許を自主返納しましょう。

《問合せ》生活環境課
☎21-9001